

仙台市泉区テニス協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、仙台市泉区テニス協会と称する。

第2章 組織

(組織)

第2条 本協会は、仙台市に居住または勤務する者で本協会に加盟登録した団体をもって組織する。

第3章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、仙台市におけるテニスの普及・発展と会員相互の親睦とを図り、健康で明るい街づくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 大会並びに講習会の開催
2. その他目的達成に必要な事業

第4章 役員

(役員)

第5条 本協会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
(理事長 1名、副理事長 3名、常任理事 若干名を含む)
4. 監事 2名
5. 顧問 若干名
6. 参与 若干名

(会長、副会長)

第6条 会長および副会長は、理事会で推薦し総会で承認する。

会長は本協会を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

会長および副会長は理事の資格を有する。

(理事)

第7条 理事は加盟団体が推薦し、総会の承認により会長がこれを任命する。

理事は、本協会の業務を処理する。

理事は互選により、理事長1名、副理事長3名を定める。

理事長は、業務の執行についてその責に任じる。

理事長は、本協会の事務局となる。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代理する。

(監事)

第8条 監事は、総会の決定により委嘱され本協会の財務を監査する。

(顧問、参与)

第9条 顧問は、理事会の承認により会長がこれを推薦する。

参与は、テニス功労者の中から理事会の決議により推薦される。

顧問・参与は、本協会の重要事項の諮問に応ずる。

(任期)

第10条 会長、副会長、理事、監事の任期は1年とし再任を防げない。

(補欠役員)

第11条 役員に欠員が生じた場合は理事会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(権限)

第12条 理事会は次の事項を議決する。

1. 予算および決算
2. 事業計画
3. 役員を選出または決定
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

(定時および臨時総会)

第13条 定時総会は、年1回 月に開催する。

会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の者から要求があった場合には、臨時総会を開催しなければならない。

(召集)

第14条 総会は会長が招集し、議長は出席した代議員の中から選ぶ。

(議事)

第15条 総会は、代議員の3分の2以上（委任状を含む）の出席によって成立する。

総会の議事は、代議員の過半数によって決定する。

代議員は、加盟団体から選出する。

(理事会)

第16条 理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の者から要求があった場合に会務を遂行するために各種委員会を設けることができる。

第6章 経理

第17条 本協会の経理は、次のものをもって充てる。

1. 加盟団体分担金
2. 寄付および補助金
3. 事業収入
4. その他

(分担金)

第18条 加盟団体の分担金は総会でこれを定める。

(会計年度)

第19条 本協会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終了する。

第7章 附則

第20条 本協会の加盟および退会は理事会の承認を要す。

第21条 本協会の改正は3分の2以上の議決により行う。

第22条 本規約は、昭和60年7月2日から効力を生じる。

第23条 昭和62年1月20日一部改正

第24条 昭和63年4月21日、第1条、泉市テニス協会の名称を仙台市泉テニス協会と改称

第25条 昭和63年4月21日、第2条及び第3条を、泉市から仙台市と改正

第26条 平成5年4月4日、第13条・定時総会の開催月および、第19条・会計年度を改正

第27条 平成14年3月18日、第1条・仙台市泉テニス協会の名称を仙台市泉区テニス協会と改称